

## 別記様式（第2条関係）

## 会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 27 年 7 月 27 日（水）午後 1 時 57 分～午後 2 時 40 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部指導担当参事、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 28 年第 3 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：第 3 回市議会定例会の招集期日は、8 月 31 日（水）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発信者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 28 年第 3 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 平成 28 年 6 月 21 日付で東京都知事が辞職したことに伴い、都知事選挙費について緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した平成 28 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分したものである。専決処分年月日は平成 28 年 6 月 30 日、専決番号は平成 28 年専決第 9 号である。 (結 論) 提出議案として決定する。  (2) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 27,682,470,270 円、歳出決算額 26,938,513,740 円、歳入歳出差引残額は、743,956,530 円である。なお、翌年度へ

繰り越すべき財源は 12,492,500 円であり、実質収支は 731,464,030 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (3) 平成 27 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 11,058,068,396 円、歳出決算額 10,750,941,271 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 307,127,125 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (4) 平成 27 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,220,299,863 円、歳出決算額 1,127,094,498 円、歳入歳出差引残額 93,205,365 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 36,000,000 円であり、実質収支は 57,205,365 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (5) 平成 27 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 4,343,050,746 円、歳出決算額 4,252,281,413 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 90,769,333 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (6) 平成 27 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,357,840,908 円、歳出決算額 1,319,181,852 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 38,659,056 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 平成 27 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,280,152,087 円、歳出決算額 1,222,303,522 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 57,848,565 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市印鑑条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を交付すること（以下「コンビニ交付」という。）に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要は、条例第 18 条で規定する印鑑登録証明の申請方法に、コンビニ交付に関する規定を追加する。条例第 19 条で規定する印鑑登録証明の制限に、コンビニ交付に関する規定を追加する。

施行期日は、平成 29 年 1 月 1 日からとする。

なお、武蔵村山市印鑑条例施行規則第 10 条第 2 項で規定する印鑑登録証明書の交付に、コンビニ交付に関する規定を追加する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

嘱託員に、一般職の職員の通勤手当に相当する報酬を加算して支払うため、報酬の支給日等を改める必要があるので、本案を提出する。

概要は、第 2 条第 5 項第 4 号中「10 日」を「15 日」に改める。

別表第 1 地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の職にある者（上記に掲げる者を除く。）の項中「時間額 2,000 円、日額 9,600 円又は月額 200,000 円」を「予算」に改める。

施行期日は、平成 28 年 10 月 1 日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市立地区集会所設置条例の一部を改正する条例  
（協働推進部長説明）

市民の集会等の用に供する施設の充実を図るため、新たに武蔵村山市立湖南地区集会所を設置することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要は、別表第 1 に、名称「武蔵村山市立湖南地区集会所」位置「武蔵村山市大南五丁目 1 番地の 119」を加える。

別表第 2 に、施設名「湖南地区集会所」「会議室」、使用時間に応じた使用料を加える。

施行期日は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。なお、施設の利用開始は、平成 28 年 10 月 1 日からを予定している。

（質 疑）

○ 施行期日について、施設の利用開始日である平成 28 年 10 月 1 日として、別表第 2 のみ平成 28 年 9 月 16 日からとする、とした方が、前例との整合がとれる。

● 9 月 16 日から 10 月分及び 11 月分の施設の予約を開始し、施設の利用開始は 10 月 1 日からである。施設の予約時点から使用料を支払うことができるので、予約開始日には使用料部分は改正して施行しなければならない。規定の方法は文書情報課と調整する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市立温泉施設設置条例の一部を改正する条例  
（協働推進部長説明）

温泉施設の安定的な運営を図るため、利用料金を改正する必要があるので、本案を提出する。

別表（第 9 条関係）に規定する利用料金を改正する。改定額については、指定管理申込者からの利用料金に係る提案内容も参考にし、決定する予定である。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。

現在、指定管理者の募集をしており、7 月 29 日までが応募期限

である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

(環境担当部長説明)

児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに湖南児童遊園を設置する必要があるので、本案を提出する。

概要については、条例別表に「湖南児童遊園 武蔵村山市大南五丁目1番地の211」を加えるものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、湖南児童遊園の設置は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為に伴う無償譲渡によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 平成28年度武蔵村山市一般会計補正予算（第4号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。7月29日まで各課ヒアリング中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 平成28年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 平成28年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (16) 平成 28 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(都市整備部長説明)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (17) 平成 28 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

(市民部長説明)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (18) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う寄附の申出があり、6 路線を市道路線として認定するものである。一般市道 B 第 189 号線から第 194 号線までの 6 路線で、起点・終点はいずれも大南五丁目 1 番地先である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (19) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長説明)

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 10 条第 1 項の規定により、路線を廃止するので、同条第 3 項の規定により本案を提出する。

市道廃止願の申請に伴い、市道路線として廃止するものである。路線名は一般市道 C 第 97 号線、起点は残堀一丁目 93 番地先、終点は残堀一丁目 92 番地先、幅員は 1.82m、延長は 43.01m である。

(質 疑)

- 市道廃止願はどのような内容のものなのか。
- 現状では畑であり、道路形状ではない。一部に開発があり、開発業者から延長の半分を買い取るという申請があった。残りの半分は隣接している工場が買い取ることになっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

**【追加予定】**

(1) 武蔵村山市立温泉施設の指定管理者の指定について

(協働推進部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市立温泉施設、所在地は本町五丁目 29 番地の 1 である。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者はいずれも未定である。指定の期間は、市長が別に定める期間とし、平成 29 年 9 月中旬から平成 34 年 3 月 31 日までを予定している。

なお、本議案については、追加予定である。

(質 疑)

○ 追加予定ということだが、選定委員会等のスケジュールはいかがか。

● 第 1 回目の選定委員会は 8 月 1 日、第 2 回目は 8 月 16 日、市としての最終的な決定が 8 月下旬になる予定である。よって、初日上程できないので、追加予定としたい。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員が、平成 28 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

教育委員会委員の任期は、平成 28 年 10 月 1 日から 1 年以上 4 年以内で市長の定める期間とし、任命する委員は 1 名である。

なお、本議案は追加予定で、教育委員会委員 高橋 勝義 氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員が、平成28年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

教育委員会委員の任期は、平成28年10月1日から1年以上4年以内で市長の定める期間とし、任命する委員は1名である。

なお、本議案は追加予定で、教育委員会委員 本木 益男 氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、平成28年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。

固定資産評価審査委員会委員の任期は、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間とし、選任する委員は1名である。

なお、本議案は追加予定で、固定資産評価審査委員会委員 吉川 久よ 氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、平成28年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。

固定資産評価審査委員会委員の任期は、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間とし、選任する委員は1名である。

なお、本議案は追加予定で、固定資産評価審査委員会委員 峯岸 芳司 氏の任期満了によるものである。

	<p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>(1) 平成 27 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について</p> <p>(財政担当部長説明)</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告する。</p> <p>概要については、平成 27 年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>報告事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 3 回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第 3 回市議会定例会の招集期日は 8 月 31 日(水)である。</p>
--	--

<p>会議録の開示</p> <p>・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等: )</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等: )</p>
-----------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課(内線: 374)</p>
--------------	-----------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)